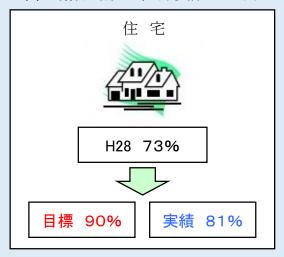
富士見町耐震改修促進計画の実施結果について (平成28年度~令和2年度)

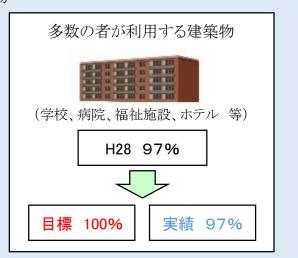
1 根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

- 2 計画の概要
- (1)策定 平成28年3月
- (2)計画期間 平成28年度~令和2年度(5年間)
- (3)計画目標等

◆対象建築物:昭和56年5月以前に建てられた建築物



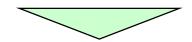


◆補助事業による耐震診断・改修の実績(単位:戸)

		∼H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
耐震診断	住 宅	752	1	1	1	2	1	7	13	778
	避難施設	17								17
耐震改修		16	2	1	1	1	0	1	0	22

<課題>

- ・耐震診断の実績は増加傾向にあるが、耐震改修に移行する件数は増加していない。
- ・耐震改修の必要性や制度を周知する継続的な取り組みが必要。



- ◆耐震化を促進するために必要な取り組み
- ○耐震診断から耐震改修に移行する働きかけの推進
- ・耐震診断結果報告時に耐震改修の必要性をパンフレット等で周知
- ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・ 電話等の方法により呼びかけ
- ・事業者と住宅所有者との接触が容易になるよう、耐震改修事業者リストを作成し公表
- ○耐震化の必要性や制度の普及周知
- ・富士見町の広報、ホームページ、告知放送等を通じて耐震改修の必要性を周知
- ・住民を対象とした説明会・セミナー等の開催
- ・地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板を実施